

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	4		府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付けの拡充		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人がその推定相続人のうちの１人に一括して全ての農地及び採草放牧地と準農地の２／３以上の面積を贈与した場合には、贈与税の納税及び不動産取得税の徴収が猶予され、贈与者又は受贈者が死亡したときに免除される。 ・特例措置の内容 農地等についての贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける受贈者が、納税猶予及び徴収猶予の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）について自ら営農することが困難な状態となった場合において、特例農地等について貸付け（以下「営農困難時貸付け」という。）を行い、税務署及び道府県知事にその旨の届出書を提出した場合、納税猶予及び徴収猶予が継続する。 今回、受贈者が営農困難時貸付けを行うことができる事由に「介護医療院への入所」を追加することを要望する。		
関係条文	地方税法附則第 12 条 （租税特別措置法第 70 条の４第 22 項）		
減収 見込額	[初年度] － (－) [平年度] － (－) [改正増減収額] － (単位：百万円)		
要望理由	(１) 政策目的 農地集積・集約化と農地の確保 (２) 施策の必要性 農地の贈与税の納税猶予制度は、受贈者が長期にわたり自ら営農を継続することを前提としているが、疾病等の故障により途中で営農を継続できなくなる事態が想定される。その場合に納税猶予を打ち切るとは必ずしも農地の有効利用に繋がらないことから、平成 21 年度税制改正において営農困難時貸付けを特例として創設。 平成 25 年に告示を制定し、営農困難時貸付けの適用を受けられる事由に一定の故障（障害・事由）を追加。		

	平成 30 年に創設された「介護医療院」は、当該告示に規定していた事由の一つである「介護療養型医療施設（への入所）」の移行施設であり、介護療養型医療施設病床の約 75%が介護医療院病床に移行していることから、納税猶予制度を適切に運用するためにも、告示改正を行い、「介護医療院への入所」を規定することが必要。 併せて、贈与税の納税猶予の適用と合わせて不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている受贈者が「介護医療院へ入所」することとなり営農困難時貸付けを行った場合にも、不動産取得税の徴収猶予を継続することが必要。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大 目 標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中 目 標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保																		
	政策の達成目標	優良農地の確保と有効利用																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																		
	同上の期間中の達成目標	営農が困難な障害の状態となった受贈者の負担軽減を図るとともに、その保有する特例農地等の有効利用を図る。																		
	政策目標の達成状況	—																		
有効性	要望の措置の適用見込み	(単位：人、㎡、千円) <table><tr><td></td><td>令和7年末</td><td>令和8年末</td></tr><tr><td></td><td>不動産取得税</td><td>不動産取得税</td></tr><tr><td>対象人数</td><td>46</td><td>46</td></tr><tr><td>適用人数</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>適用面積</td><td>2,300</td><td>2,300</td></tr><tr><td>減 収 額</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>		令和7年末	令和8年末		不動産取得税	不動産取得税	対象人数	46	46	適用人数	1	1	適用面積	2,300	2,300	減 収 額	3	3
		令和7年末	令和8年末																	
	不動産取得税	不動産取得税																		
対象人数	46	46																		
適用人数	1	1																		
適用面積	2,300	2,300																		
減 収 額	3	3																		
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害等のため営農が困難となった受贈者の保有する農地について貸付けを行った場合においても、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予が継続されることによって、受贈者の負担軽減及び農地の有効利用が図られる。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		

		要望の措置の 妥当性	本措置は、農地の有効利用の確保に資するものであり、法令・告示に規定された障害等の基準を満たす場合に限って適用されるものであり、政策目的を達成する手段としての確であり、かつ、必要最小限の措置であるといえる。 なお、本措置は、税制特例が打ち切りとなる場合の例外措置として講じられるものであり、税制以外に、比較が可能となる政策の手段は存在しないところ。 また、本措置については、障害等となった者に対する救済措置として、適用数のいかに関わらず存置することが必要。
--	--	---------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(単位：人、㎡、千円)		
		令和2年末 不動産取得税	令和3年末 不動産取得税	令和4年末 不動産取得税
	対象人数	56	46	35
	適用人数	1	0	1
	適用面積	3,800	0	3,000
	減収額	2	0	5
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—		
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	令和4年末において、障害等のため営農が困難となった受贈者1名の保有する農地3,000㎡について貸付けが行われ、農地の有効利用が図られた。		
	前回要望時の達成目標	—		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	昭和41年度 創設 平成21年度 贈与税の納税猶予について、営農困難時貸付けの特例等を措置 平成25年度 営農困難時貸付けの要件に受贈者が農業に従事することを不可能にさせる故障の状態にある一定の場合を追加			